

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 30 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
振 興 課
老 人 保 健 課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 29 年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント費の地域包括支援センターへの委託払いに関する介護保険事務処理システム変更に係る参考資料については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成 29 年 2 月 13 日付 厚生労働省老健局介護保険計画課、振興課、老人保健課事務連絡）によりお知らせしたところです。

今般、平成 29 年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算に係る関係告示の公布及び関係通知が発出されたことに伴い、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料を確定版として作成いたしましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の関係する全ての担当者へ周知いただくとともに、平成 29 年 2 月 13 日付事務連絡の一部に変更、追加箇所がありますので、システム改修の漏れ等が生じることのないよう、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本資料は、近日、WAMNET に掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話 03-5253-1111（代）

【インタフェース（添付資料Ⅳ）関係】

介護保険計画課 松田、長尾（内線 2166）

【介護報酬改定（添付資料Ⅰ）関係】

老人保健課 水村（内線 3961）

【介護予防・日常生活支援総合事業（添付資料Ⅱ）関係】

振興課地域包括ケア推進係 寺崎（内線 3982）

<添付資料>

以下の添付資料のうち、網掛けしている資料は前回事務連絡（平成29年2月13日付事務連絡）の一部に変更、追加箇所があったものである。

I 介護報酬改定関係資料

資料 1 介護報酬算定構造

資料 2 介護給付費単位数等サービスコード表（平成29年4月施行版）

資料 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正

資料 7 留意事項

II 介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料

資料 1 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて
(修正なし)

資料 2 住所地特例に係る事務の見直しの概要について
(修正なし)

資料 3 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について
(修正なし)

資料 4 介護予防・日常生活支援総合事業算定構造

資料 5 介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表

資料 8 介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン
(修正なし)

IV 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料

資料 5 国保連合会とのインタフェースの変更点について
(インタフェース全体版を一部修正)

資料 8 平成27年度制度改正介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票作成パターン
(一部修正)

資料 10 市町村版介護予防・日常生活支援総合事業単位数マスタインタフェース
(修正なし)

※ ・ I 資料1～3、II 資料4、5については、前回事務連絡における「(案)」の表記のみを削除したものであり、内容についての変更はありません。

・ I 資料7については、確定に伴う文言修正のため、内容についての変更はありません。

・ 次の資料については、変更がないため、本事務連絡には添付していません。

I 資料4～6、8、9

II 資料6、7

III 資料1

IV 資料1～4、6、7、9、11～14